

## 長崎県電力デマンド監視装置モニター事業募集要項

### 1. 目的

県は、長崎県内において、新規に電力デマンド監視装置を設置する事業者をモニターとして、設置による節電・電気料金の節減効果等のデータや節電の取組事例を収集し、その効果等を県内事業者にも周知・広報することで、県内における電力デマンド装置を活用した節電対策の支援に繋げることを目的とする。

### 2. 募集要件

電力デマンド装置モニター事業のモニターとなる者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 節電対策に意欲を持っていること。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 原則として、高圧(6千V)で受電し、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に定める特定事業者(エネルギーの使用量の合計量が1500k以上の事業者)に該当しない事業者であり、県が派遣する節電アドバイザーによる省エネ診断を受診すること、あるいは、すでに受診済であること。
- (4) 県に対し、毎月、別に定める様式により実績報告書の提出を行うこと。  
実績報告の内容：電気使用量・料金、各月のデマンド値、節電のために講じた取組内容等
- (5) (4)の実績報告書のほか、別途現地取材等を行うことがあるので、可能な範囲内で協力可能であること。
- (6) 県内事業者に向けて広報を行うため、企業名や利用状況や導入効果の公表に同意できること。(公表内容の詳細については、モニターと個別に協議のうえ決定する。)

### 3. 募集の方法

モニターは、以下のとおり公募により募集を行う。

募集件数：5件

募集期間：平成25年5月20日(月)～平成25年6月7日(金)

### 4. 現地確認

応募があった事業者に対し、設備の設置場所を確認する必要がある場合は、現地確認を行う。

### 5. 選定の方法

モニターの選定については、応募者の中から、審査会により選定する。なお、審査にあたっては、以下の点を考慮して行う。

- (1) 電力デマンド装置による効果が大きいと見込まれること

( 2 ) 業態が重複しないこと

( 3 ) 高圧受電設備の設置場所等から判断して、電力デマンド監視装置の設置に不都合が認められないこと

#### 6 . 装置の導入期間及び費用

電力デマンド監視装置のモニター期間は平成 2 5 年 7 月から平成 2 6 年 3 月までとする。モニター期間中の運用に係る費用については、予算の範囲内で県が負担する。なお、工事費等が発生する場合は、モニターの負担とする。

# 県では、県内の事業所を対象に、 「電力デマンド監視装置」を導入したいモニター事業所を 募集しています。

県では、事業所における節電の取り組みを支援し、県内に波及させていくため、県内で新規に「電力デマンド監視装置」を設置したい事業者をモニターとして募集し、その効果を発信していきます。

「電気料金を節減したい」

「節電に取り組むたいが、アドバイスが欲しい」

こういった事業所には、  
特にお勧めします。

- 募集件数 5件
- 募集期間 平成25年5月20日(月)～平成25年6月7日(金)

## <デマンド監視装置とは？>

電気料金のうち基本料金については、過去1年間の「デマンド値」の最大値によって決まります。

「デマンド値」とは、30分間における平均電力(kW)のことですので、言い換えれば、「1年のうちでもっとも電力を利用した30分間」の使用量によって、基本料金が決まってしまうことになります。

「電力デマンド監視装置」は事業所の使用電力をモニタリングし、デマンド値が設定値を超える前に警告しますので、その際不要な電力を削減していただくことで、基本料金や電気使用量の削減に繋がります。

## <モニターとして行っていただくこと>

- (1) 平成25年7月～平成26年3月までの間、電力デマンド監視装置を設置していただきます。  
なお、運用に係る費用については、モニター期間中は県が負担いたします。(期間終了後も引き続き設置される場合は、その後の費用は事業者様の負担となります。)
- (2) 毎月、電気使用量・料金、デマンド値、節電のために講じた取組内容等をご報告いただきます。
- (3) そのほか、現地取材等を行うことがあります。

## <応募要件>

- (1) 県内に事業所を有すること。
- (2) 原則として、高圧(6千V)で受電し、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に定める特定事業者(エネルギーの使用量の合計量が1500k以上の事業者)に該当せず、県が派遣する節電アドバイザーによる省エネ診断を受診すること、あるいは、すでに受診済みであること。
- (3) 県内事業者に向けて広報を行うため、企業名や利用状況や導入効果の公表に同意できること。(公表内容の詳細については、モニターと個別に協議のうえ決定する。)

## <申込から設置までの流れ>

設置を希望される事業者は裏面の申込書に記載のうえ、〆切までにご提出ください。

県でモニターを決定後、結果を連絡いたします。

電力デマンド監視業務に係る契約を締結します。(6月中旬予定)

装置の設置工事を行ない、運用開始します。(工事費については、設備の状況により別途負担していただく場合があります。)

長崎県未来環境推進課 地球環境班 宛 FAX : 095-895-2566  
 長崎県電力デマンド監視装置モニター 申込書



事業者名		
所在地	〒 -	
設置希望先	上記と異なる場合のみ記入してください。	
名称		
住所	〒 -	
ご担当者	役職 :	氏名 :
	電話番号 :	FAX番号 :
	E-mail :	
事業所の概要	業種	
	事業概要	パンフレット等があれば、別途添付してください。
現在行っている節電の取組		
今回の応募動機		
電力使用実績等	昨年度の電力使用実績 (平成24年4月～平成25年3月)	
	_____ kWh	
	契約メニュー :	
	契約電力 : _____ kW	
	電気主任技術者名 :	
	_____	

**問い合わせ、申し込み先**  
 〒850-8570 長崎市江戸町2-13  
 長崎県環境部未来環境推進課  
 地球環境班 担当:辻  
 TEL:095-895-2512  
 FAX:095-895-2566  
 Mail:s09050@pref.nagasaki.lg.jp